

堺脳損傷協会規約

第1条（目的）

この会は、後天性脳損傷により遷延性意識障害や高次脳機能障害などの障害を持った人の医療やリハビリテーションおよび福祉の増進のための啓発活動、相互支援、社会活動などを行うことを目的とする。

また、交通事故などの脳損傷をもたらす原因の防止の活動を行う。

第2条（名 称）

この会を堺脳損傷協会という。

第3条（所 在 地）

この会の事務局は堺市陶器北449なやクリニック内に置く。

第4条（会 報）

定期的に会報を発行する。

第5条（会 員）

本会に入会届のあったものを会員とする。

第6条（役 員）

この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

役員 若干名

第7条（役員任期）

役員任期は1年とする。

第8条（代 表）

会長は会を代表して運営する。

副会長は会長を補佐する。

第9条（運 営）

隔月に例会を実施し、この会の重要事項などを審議する。議事は出席者の過半数をもって決定する。

必要に応じ、学習会、親睦会などを実施する。

第10条（会費）

会費は無料とする。ただし、費用は必要に応じ、徴収する。

付則

1、会の役員は以下の会員とする。

会長 1名

副会長 2名

役員 4名

2、この規約は平成18年5月21日より適用する。